甲斐市狭あい道路拡幅整備要綱

（目的）

第１条　この告示は、市内の狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、幹線道路との接続、生活拠点間の連絡の利便性、防災面や交通安全面及び住環境の向上を考慮し、誰もが安心して利用できる道路環境を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　狭あい道路　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の道路に指定された道路及び市長が特に拡幅する必要があると認める道路をいう。

(2)　道路の後退線　法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線又は市長が特に整備の必要があると認めた道路の整備により道路の境界となる線をいう。

(3)　道路後退用地　狭あい道路の境界線と道路の後退線との間にある土地をいう。

(4)　隅切り用地　敷地の一部で、道路の後退線と道路又は道路の後退線が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の角地の隅長（底辺長）が原則3メートルの二等辺三角形の土地をいう。

(5)　市道　道路法（昭和27年法律第180号）上の道路であり、市議会により路線認定を受けている道路をいう。

(6)　農道　土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として農道台帳により管理されている、農業の用に供するための道路をいう。（ただし、国道、県道又は市道に認定されている道路を除く。）

(7)　私道　国、県及び市以外の個人又は団体が所有する道路をいう。（ただし、国道、県道又は市道に認定されている道路を除く。）

(8)　拡幅要望路線　道路の起点又は終点が幅員4メートル以上の国道、県道又は市道に連絡する狭あい道路であり、当該道路に接する道路後退用地の土地所有者、自治会長及びその他利害関係者が当該路線の拡幅に同意している路線をいう。（ただし、農道及び私道を除く。）

(9)　道路拡幅対象用地　道路後退用地及び隅切り用地をいう。

(10)　建築行為等

ア　法第2条第1項に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築、増築、改築、又は移転することをいう。

イ　道路拡幅対象用地を一般の通行の用に供する行為をいう。

(11)　建築主等　狭あい道路に接する敷地の所有者又は建築行為等をしようとする者をいう。

(12)　支障物件　道路拡幅対象用地内にあるフェンス、石積み、ブロック塀、生垣、立木、コンクリート擁壁、土間コンクリート、電柱、道路標識、その他これらに類するものをいう。

(13)　拡幅整備　道路拡幅対象用地を、舗装等整備することをいう。

２　前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（拡幅整備の適用範囲）

第３条　拡幅整備は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が認めるものについて適用する。

(1)　狭あい道路（ただし、私道を除く。）

(2)　隅切り用地（ただし、交差角が120度以上のものは除く。）

（適用の除外）

第４条　拡幅整備は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1)　国、地方公共団体及びこれに準ずる団体が事業を行うとき。

(2)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発行為及び甲斐市宅地開発行為等指導要綱（平成24年甲斐市告示第306号）に定める開発行為に該当するとき。（ただし、自己専用住宅の建設を目的とするものを除く。）

(3)　道路拡幅対象用地が土地改良法の規定による土地改良事業の施工に係る地域内の土地であるとき。

(4)　第2号に規定するもの以外で営利を目的とするとき。

(5)　道路拡幅対象用地が狭あい道路より著しく高低差のある宅地以外の土地であるとき。

(6)　その他市長が適用しないと認めたとき。

（道路拡幅対象用地の取扱い）

第５条　建築主等は、道路拡幅対象用地を道路用地として市に無償で寄附するものとする。ただし、隅切り用地及び拡幅要望路線上の道路後退用地並びに市長が特に必要と認める土地については、この限りでない。

（拡幅整備に関する協議等）

第６条　建築主等は、拡幅整備の適用を受けようとするときは、甲斐市狭あい道路拡幅整備協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　位置図及び案内図

(2)　不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定に基づく地図の写し又はこれに準ずる図面の写し

(3)　土地の登記事項証明書の写し

(4)　当該道路拡幅対象用地の全景及び支障物件の確認できる写真

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　拡幅要望路線について、路線の拡幅整備を申請する自治会は、前項に規定する協議書に代えて、拡幅要望路線整備申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

３　市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、甲斐市狭あい道路拡幅整備協議済書（様式第3号）により建築主等へ通知するものとする。

（道路拡幅対象用地の確定及び分筆登記）

第７条　市長は、前条第3項の規定により協議が成立したことを通知したときは、道路拡幅対象用地の確定測量及び分筆登記を行うものとする。

（支障物件の撤去）

第８条　建築主等は、第6条第3項の規定による協議済書の通知を受けたときは、支障物件を撤去し道路としての使用が可能な状態にするものとする。ただし、市が道路拡幅対象用地の買取りを行う場合又は市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（道路拡幅対象用地の寄附及び買取りの要件）

第９条　道路拡幅対象用地について、建築主は次条の規定による申請（以下「寄附申請」という。）又は買取り契約を行う日以前に次に掲げる行為を行うものとする。

(1)　道路拡幅対象用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合のこれの解除

(2)　道路拡幅対象用地について相続が発生している場合の相続登記の完了

（寄附申請）

第10条　建築主等は、第6条第3項の規定による協議済書の通知を受けたときは、道路後退用地寄附申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長へ提出するものとする。

(1)　承諾書（様式第5号）

(2)　印鑑証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（道路後退用地の所有権移転登記）

第11条　市長は、前条の規定による申請があったときは、道路後退用地の所有権移転登記の手続をするものとする。

２　市長は、前項の所有権移転登記の手続が完了したときは、道路後退用地寄附完了通知書（様式第6号）により建築主等に通知するものとする。

（道路の中心線の表示）

第12条　市長は、拡幅整備を円滑に実施するため、道路の中心線に表示物等を設置するものとする。

（道路拡幅対象用地の整備及び維持管理）

第13条　市長は、第5条の規定により寄附受納又は取得した道路拡幅対象用地に関し、舗装等整備を行い、維持管理するものとする。

（指導等）

第14条　市長は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要と認めるときは、建築主等に対し、指導又は助言をすることができる。

（道路拡幅整備台帳）

第15条　市長は、狭あい道路拡幅整備の進捗及び整備の完了した路線を把握するため、次に掲げる事項を記した道路拡幅整備台帳を整備し、これを保管しなければならない。

(1)　道路の区域の境界線及び表示物の名称

(2)　道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別並びに民有地の地名及び地番

(3)　道路の幅員

(4)　道路の中心線

(5)　拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真

(6)　路線の種類

(7)　図面作成年月日

（原因者の費用負担）

第16条　市長は、建築主等の責に帰すべき事由により道路拡幅対象用地の整備を中止したときは、当該建築主等に対し、当該拡幅整備に要した費用に相当する金額を負担させることができる。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。